

平成 29 年 7 月 28 日

神戸市保健所

病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について

1. 背景

1) (仮称) 恒生鹿の子台病院及び神戸ゆうこう病院の開設・増床許可の事前協議における計画

- ・恒生鹿の子台病院においては、1, 2, 3 階が病院で、4, 5 階がサービス付高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）として建築計画している。
- ・神戸ゆうこう病院においては、地下 2 階から地上 6 階建病院のうち、2 階の一部に外部から直接アクセスできる有料老人ホームの併設を計画している。（有料老人ホームは別途許可申請予定。）
- ・病院と介護老人保健施設等との併設については、平成 19 年 7 月 30 日付厚生労働省医政局長、同省老健局長通知「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」（以下「併設通知」という。）により条件に合致すれば併設も可能とされている。
- ・同計画において、病院の衛生上、保安上の安全確保の観点から、1) 厚生労働省、2) 神戸市消防局、3) 兵庫県医務課の各関係機関の見解を確認し、病院の開設許可に資する情報として整理した。

2. 併設通知について——別添 1

- ・同通知では、病院と介護老人保健施設等との併設について留意点をまとめている。
- ・介護老人施設等とは、介護保険法に規定される介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設及びその他の要介護者、養支援者その他の者を入所、入居又は通所させるための施設並びに高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとする、とある。
- ・同通知では、併設する場合、各サービスに支障がないよう、表示等により可能な限り区分を明確にすること、が規定されている。
- ・各サービスに支障がない場合には、施設の一部を共用できるとされるが、以下の施設の共用は認められないと列記されている。

☆認められない設備：診療室、手術室、処置室（機能訓練室を除く。）、病室と居室等

3. 関連部局等への確認

1) 厚生労働省 医政局 総務課

- ・併設通知でいう介護老人保健施設等に、サ高住及び有料老人ホームは含まれる。
- ・同フロアでも上下フロアにおいても、併設通知の留意事項を遵守すれば問題ない。

2) 神戸市消防局予防部建築課

- ・サ高住及び有料老人ホームは福祉施設の範疇に入り病院と同等の厳しい規制がかかり、建物の全体でスプリンクラーの設置、屋外での 2 方向避難確保のバルコニーの設置等必要な指導を行っている。

3) 兵庫県医務課 医療指導班

- ・病院と同一建物の上層に住宅があること自体は、規定が無く、直ちに違法とは言えない。
- ・県下での前例は把握していない。

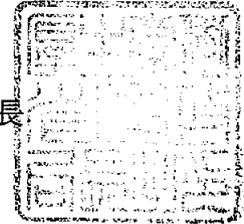
4. 現時点としての神戸市保健所の見解

- ・当該案件において医療法の病院開設許可に際しては、サ高住及び有料老人ホームは併設通知が適応される施設であり、併設通知の留意事項を遵守する場合は、不可とまでは言えない。

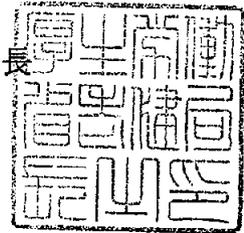
医政発第0730001号
老 発第0730001号
平成19年7月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省老健局長



病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について

病院又は診療所と介護老人保健施設又は特別養護老人ホームとの併設等については、「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における医療法上の取扱いについて」（昭和63年1月20日付け健政発第23号厚生省健康政策局長通知）及び「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における運用上の留意点について」（平成8年3月4日付け総第4号厚生省健康政策局総務課長通知）により取り扱っているところであるが、今般、これらを廃止することとし、今後、病院又は診療所と介護老人保健施設等を併設する場合等については、下記の事項に留意されたい。

記

1. 介護老人保健施設等の範囲について

本通知における介護老人保健施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設及びその他の要介護者、要支援者その他の者を入所、入居又は通所させるための施設並びに高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。

2 病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について

(1) 病院又は診療所と介護老人保健施設等との区分について

病院又は診療所と介護老人保健施設等とを併設する場合には、患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等との区分を可能な限り明確にすること。

(2) 病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備との共用について

① 病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備は、それぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がない場合に限り、共用が認められること。ただし、この場合にあっても、各施設等を管理する者を明確にしなければならないこと。また、次に掲げる施設等の共用は、認められないこと。

- ・ 病院又は診療所の診察室（一の診療科において、二以上の診察室を有する病院又は診療所の当該診療科の一の診察室を除く。）と介護老人保健施設等の診察室又は医務室
- ・ 手術室
- ・ 処置室（機能訓練室を除く。）
- ・ 病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室又は居室
- ・ エックス線装置等

② ①の判断に当たっては、共用を予定する施設についての利用計画等を提出させるなどにより、十分に精査すること。

③ 共用を予定する病院又は診療所に係る施設及び構造設備に対して医療法（昭和23年法律第205号）第27条の規定に基づく使用前検査、使用許可を行うに当たっては、共用することによって同法に定める基準を下回ることのないよう十分に注意すること。

④ 現に存する病院又は診療所に係る施設及び構造設備と現に存する介護老人保健施設等に係る施設及び設備とを共用する場合には、医療法等に定める所要の変更手続を要すること。

3 病院又は診療所の建物の介護老人保健施設等への転用について

(1) 病院又は診療所の建物の全部を転用する場合

転用するに当たっては、医療法第9条の規定に基づく廃止の届出を要すること。

(2) 病院又は診療所の建物の一部を転用する場合

- ① 転用は、病院又は診療所における患者等に対する治療その他のサービスの提供に支障が生じるおそれがない場合に限り認められること。
- ② 転用するに当たっては、医療法に定める所要の変更手続を要すること。
- ③ その他については、2の併設についての注意点を参照すること。

4 人員について

- (1) 病院又は診療所の医師、看護師その他の従業者と介護老人保健施設等の医師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療その他のサービスの提供に支障がないように注意すること。
- (2) 病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備との共用、建物の転用により、従業者の人員配置に変更のあるときは、医療法等に定める所要の変更手続を要すること。
- (3) 従業者数の算定に当たっては、それぞれの施設における勤務実態に応じて按分すること。ただし、管理者が常勤を要件とする場合について、病院又は診療所と併設する介護老人保健施設等の管理者を兼ねている場合にあつては、当該者を常勤とみなして差し支えないこと。

5 関係課間の協議について

2又は3の場合について、関係法令の規定に基づく許可等を行うに当たっては、病院、診療所、介護老人保健施設等それぞれを所管する関係課間で十分協議の上、取り扱うこと。